

# ①地域防災力維持型の対象拡大【令和6年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・地域防災力維持型については、自社施工比率や地域精通度、契約件数などを評価し、地域防災の担い手となる地域の企業を育成、確保することを目的とし、高度な技術力を要しない一般的な土木一式工事を対象に実施している。
- ・実績評価型は、橋梁工事やトンネル工事など高度な技術力を要する工事に適用し、企業の施工実績や技術者の施工経験等を評価しているが、施工実績を持たない企業は受注が難しく、新たに施工実績を積むことが困難となっている。

## 【改定内容】

- ・地域防災力を担う地元企業の育成と受注機会の確保を図るため、地域防災力維持型の対象工事の範囲を拡大し、地元企業の育成強化を図る。

3千万円以上～5千万円未満：高度な技術力を要する工事（※）  
 【現行】 実績評価型  
 【改定】 **地域防災力維持型**

設計金額 (税抜)	2千万円以下	2千万円超	3千万円以上	5千万円以上	1億円以上	2億円超
土木一式	【価格競争】	高度な技術力を要しない一般的な工事 【地域防災力維持型】			高度な技術力を要する工事 【実績評価型】（簡易型）	【技術提案型】
		実績評価型 ↓ 地域防災力維持型				
工事成績を評定しない工事（例：伐木、河川浚渫、取壊し解体工事など）						

### ※【高度な技術力を要する工事】

- ・橋梁上部工事
- ・橋梁下部工事
- ・トンネル工事
- ・護岸工事（鋼矢板基礎）
- ・樋門、樋管工事
- ・揚排水機場工事
- ・堰、水門工事
- ・海上工事
- ・シェッド工事
- ・農業用排水路工事（ため池工事）
- ・ほ場整備工事

## ②地域防災力維持型における提出資料の削減【令和6年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・地域防災力維持型工事において、契約額の7割以上を自社および管内下請けにより施工する場合に評価している。

### 【改定内容】

- ・落札候補者に工事を自社および管内下請け企業で施工する比率に関する書類を提出させて比率を確認しているが、加点申請のないものについては、提出を求めない。

【現行】 加点の有無に関わらず提出しなければならない

【改定】 **加点申請がない場合は提出しなくてよい**

### 削減対象様式

様式第12号の1  
(地域防災力維持型)

### 工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率

	下請企業名(上段)	下請けを行う工事						一次下請額 (円) ※1	下請への材料支給品額 (円) ※1	下請合計額 (円) ※1
	住所(下段)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量			
管内 下請 企業										0
										0
										0
										0
										0
管内下請企業 計								0	0	0
管外 下請 企業										0
										0
										0
										0
										0
管外下請企業 計								(D) 0	(E) 0	(F) 0
下請合計								(A) 0	(B) 0	(C) 0

行が足りない場合は、適宜追加すること

当初契約額 ※1	(Z)		円
下請合計額 (C) = (A) + (B)	(C)	0	円
管外への下請合計額(F) (F) = (D) + (E)	(F)	0	円
自社で施工する比率 ※2			割
自社および当該管内下請 企業で施工する比率 ※3			割

←5割以上となっているか確認

←7割以上となっているか確認

※1 消費税を含んだ額を記入すること。

### ③工事成績の評価対象年数の見直し【令和6年4月1日以降の入札公告から適用】

- ・工事成績の評価対象年数については、過去2カ年度の福井県発注の工事成績評定点の平均値を評価しているが、建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置の5工種については、過去5カ年度の平均値としている。

#### 【改定内容】

- ・発注件数が少ない水道施設、消防施設、とび・土工について、工事成績を幅広く評価するため、対象年数を過去5ヶ年の平均に見直しを行う。

【現行】過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置については過去5か年度）

【改定】過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、水道施設、消防施設、とび・土工については過去5か年度）

#### 対象年数

	現行	改定
土木一式、舗装、鋼構造、法面処理、ほか	2年	2年 (変更なし)
<u>水道施設、消防施設、とび・土工</u>	2年	<u>5年</u>
建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置	5年	5年 (変更なし)

## ④継続学習に対する対象CPDの拡大【令和6年4月1日以降の入札公告から適用】

- 設計金額7千万円以上の土木一式、鋼構造物工事の総合評価において、（社）全国土木施工管理技士会連合会のCPDS取得ユニット数が一定の水準を満たした場合に評価している。

### 【改定内容】

- （社）全国土木施工管理技士会連合会の認定プログラム以外にも建設分野に関連する幅広い分野において、専門的かつ高度な知識と技術を習得し、技術力の向上を図るため、より一層、継続学習制度を活用することが重要である。
- このことから、技術者が多様な教育プログラムから自由に選択し、技術研鑽を継続的に取り組むことができるよう（社）全国土木施工管理技士会連合会に加え、建設系CPD協議会加盟団体の継続学習制度（CPD）についても評価対象に拡大する。

【現行】対象：（社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）に限定

#### 評価基準

CPDS推奨ユニット数以上 20ユニット/年、40ユニット/2年、 60ユニット/3年、80ユニット/4年、100ユニット/5年	1.0点
推奨ユニットの半数以上	0.5点

【改定】対象：（社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）を含む**建設系CPD協議会加盟団体の継続学習制度を評価**

#### 評価基準

<b>CPDS、CPD推奨ユニット数以上</b> <b>連続した1～5年で推奨単位以上＝年数×各加盟団体の推奨単位</b>	1.0点
推奨ユニットの半数以上	0.5点

## ④継続学習に対する対象CPDの拡大【令和6年4月1日以降の入札公告から適用】

### 各加盟団体の推奨単位

	学協会名称	推奨獲得CPD単位(/年)	備 考
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	
2	(一財) 建設業振興基金	12	
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	
4	(一社) 交通工学研究会	50	
5	(公社) 地盤工学会	50	
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	これまでの評価対象
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	
12	(公社) 土木学会	50	
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50	
14	(公社) 日本技術士会	50	
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨値なし	(現時点で評価対象外)
17	(公社) 日本造園学会	50	
18	(公社) 日本都市計画学会	50	
19	(公社) 農業農村工学会	50	

・各団体が発行する証明書の写しにより確認する。

・評価にあたっては上記団体のうち1団体を選択して申請することとし、複数の団体を組み合わせることは認めない。